

事業計画書目次

[港湾局]港湾整備事業費会計 1款4項2目 新本牧心頭整備費負担金

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和6年度		令和5年度		増△減(6-5)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	新本牧心頭整備費負担金 (国直轄事業負担金)	2,074,400	2,074,000	5,684,000	5,684,000	△ 3,609,600	△ 3,610,000	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
	計	2,074,400	2,074,000	5,684,000	5,684,000	△ 3,609,600	△ 3,610,000	

令和6年度 事業計画書

事業局課	港湾局	政策調整課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	港湾整備事業費会計	1	款	4	項	2	目	政策番号	37	施策番号	2
事業名称	新本牧ふ頭整備費負担金（国直轄事業負担金）										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	2,074,400	0	0	400	2,074,000	0
令和5年度	5,684,000	0	0	0	5,684,000	0
増▲減	▲3,609,600	0	0	400	▲3,610,000	0

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	8,197,600	6,894,750	9,503,000	9,212,000	9,430,000
	市債＋一般財源	8,197,000	6,894,000	9,503,000	9,212,000	9,430,000
決算	事業費	6,095,550	6,595,944			
	市債＋一般財源	6,095,000	6,595,000			

事業概要 (アクティビティ)	「国際コンテナ戦略港湾」である横浜港の国際的な競争力の強化に向け、新たな高規格コンテナターミナルの整備を国直轄事業により進めるため、その費用の一部を港湾法第52条に基づき港湾管理者である本市が負担します。							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
コンテナターミナル	単位	目標	2	2	2	3	3	3	3
	箇所	実績	2	2					
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標							
	実績								

事業目的	<p>「国際コンテナ戦略港湾」として、急速に進むコンテナ船の大型化に対応し、基幹航路の維持・拡大を図るため、新本牧ふ頭の整備を進めます。 新本牧ふ頭は、水深高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設からなる新たな物流拠点を形成するものです。 本事業では、水深18m以上、延長1,000m以上の岸壁を有する高規格コンテナターミナルを形成する新本牧ふ頭第2期地区について、国直轄事業により整備を進めます。</p> <p><参考>令和6年度整備概要 ●横浜港国際海上コンテナターミナル再編整備事業（新本牧ふ頭地区） 【地区】新本牧ふ頭地区 【施設】岸壁（-18m）、護岸（防波）、荷さばき地（中仕切り） 【実施内容】地盤改良工、本土工、調査設計等</p>
------	--

背景・課題	世界の海運動向は船舶大型化や寄港地集約など著しく変動しているため、我が国を代表する国際コンテナ戦略港湾としての的確に対応していく必要があり、引き続き国と連携しながら世界標準の港湾施設整備に取り組み、更なる国際競争力の強化を図ります。
-------	--

根拠法・方針決裁等	港湾法第52条
-----------	---------

根拠・データ等	事業主体である国へのヒアリングを基に積算 <参考>港湾法第52条 抜粋 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調つたときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。 2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者が当該各号に定める割合で負担する。
---------	--

事業スケジュール	令和元年度～10年代前半
----------	--------------

事業開始年度	令和元年度
--------	-------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	横浜港国際海上コンテナターミナル再編整備事業(新本牧ふ頭地区)	2,074,400	5,684,000	▲3,609,600	国の事業計画に応じた減
細事業合計		2,074,400	5,684,000	▲3,609,600		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 洞澤 実	係長 伊藤 聖	大村 知行
------------------------------------	------------	------------	-------